

平成25年3月21日

**「商品無料!!」、「必ず願いがかなう!!」などをうたう  
悪質な開運ブレスレット販売事業者に御注意ください。**

雑誌やインターネットで、「無料提供」、「必ずあなたの願いをかなえます」等とうたった開運ブレスレットの販売業者の広告を見て申し込んだところ、無料とは名ばかりで、「お布施代・祈祷料・会員登録料」等の代金を請求されたあげく、次々と別の商品や祈祷等のサービスを勧誘されたり、願いもかなわずキャンセルを申し出ると高額なキャンセル料を請求されたり、支払った代金も返金されないといった消費者被害の相談が増えています。このような事業者に一度引っかけると、同業者から身に覚えのないダイレクトメールが次々と送られてくることもあります。

そこで、消費者被害を防止するため、このようなトラブルに巻き込まれないよう手口や注意点について御紹介いたします。

**1. 悪質な開運ブレスレット販売事業者の広告の特徴**

このような消費者被害の多くは、雑誌・インターネット・ダイレクトメールに掲載された「魅惑的な広告」を見て申し込んだことがきっかけです。

**●女性誌・ギャンブル系誌などに掲載**

これらの広告は、週刊誌・月刊誌を問わず、女性向け雑誌や健康・開運・懸賞、パチンコ・パチスロ・競馬等のギャンブルに関する雑誌に多く掲載されています。  
[被害者の8割は女性です。]

**●「無料」「返金保証」「限定〇本」「必ず願いがかなう」などのうたい文句**

これらのうたい文句は、消費者を引き寄せるためのキャッチフレーズにすぎず、必ず願いがかなうという根拠はありません。

また、キャンセル（契約解除）を通知しても返金されないケースがあります。

**●「霊能力」を持っているかのような人物を掲載**

どんな願いもかなえることができる能力を持つ「××先生」などを掲載、霊能力者がブレスレットに念を込めているかのような説明をしている場合がありますが、そのような実態はありません。

**●必ずしもパワースポットや霊験あらたかな場所が活動拠点ではありません**

広告では、いわゆる「パワースポット」いわれる場所等を住所として表示したりしていますが、霊能力を持っているかのような人物が実在するかのようなストーリー作りの一部であって、消費者からのクレームを恐れてか、広告上の住所は実際に営業をしている場所ではない場合が多くあります。

## ●「宝くじで高額当選!!」などの体験談を複数掲載

あたかもブレスレットを着けて「宝くじに当たった」、「競馬で万馬券が当たった」など実在しない体験談を掲載しています。

## 2. 消費者へのアドバイス

### タダほど高いものはありません！

「無料」のうたい文句に魅かれて申し込んだところ、実際には、「お布施代・祈祷料」等の代金を請求され、その後、次々に高額な商品や除霊・祈祷等のサービスを契約させられたという被害が多数あります。

### ギャンブル性のあるものに「必ず」「絶対」はありません！

ジャンボ宝くじの1等当選確率は「数百万分の1」とも「数千万分の1」とも言われています。宝くじ、競馬、パチンコなど、ギャンブル性のあるものに、「絶対」、「必ず」はないと考えておきましょう。

### 広告掲載の内容は信じるに足るものでしょうか？

「宝くじに当たった」とする体験談の女性を別の雑誌でも見たことがある……、事業者の住所を検索したら、一般住宅だった……、振り込め詐欺に使われている住所として警察が公表しているものであった……。広告の内容が真実かどうか見極めましょう。

### まず一晩考えましょう！

これら事業者はあの手この手で消費者に迫ってきます。これら広告に魅力を感じたとしても、すぐに申し込まず、家族や友人と相談したり、一晩じっくり考えるくらいのゆとりを持ちましょう。

### 簡単に住所・電話番号を教えない！

契約内容に納得がいかない場合は、安易に氏名や住所、電話番号を教えたりしないようにしましょう。あなたの個人情報がこれら事業者の間でやりとりされ、身に覚えのない事業者から次々とダイレクトメールが届くかも知れません。

### 不要なら「要りません」ときっぱり断りましょう！

万一、申し込んでしまった場合でも、電話での事業者の対応が少しでも怪しいと思ったら、「要りません」、「やめます」ときっぱり断りましょう。

### 通信販売でも返品することができます！

返品可否等について、広告に表示していない場合、商品の引渡しを受けた日から8日間、契約解除ができます。ただし、返送に係る費用は購入者側の負担となります。

**あなただけではありません。悩むよりまず相談しましょう！**

困ったときは、すぐにお近くの消費生活センターに相談しましょう。被害の未然防止や拡大防止につながります。

- 消費者ホットライン（全国統一番号）  
全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
**電話 0570-064-370**  
※PHS、IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

- 最寄りの消費生活センターを検索する  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

- 参考：国民生活センターの公表資料（開運ブレスレット関連）  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120202\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120202_1.html)

### **3. 主な被害事例・傾向**

開運ブレスレットの被害は、ほぼ全国にわたります。また、被害の約8割は女性です。年代別に見ると、30歳代から60歳代の被害が約8割程度を占め、70歳代以上の高齢者の被害も約1割近くあります。また、開運・幸運という言葉は人の心を動かしやすいため、ほぼ全ての人が被害者となる可能性を秘めています。

以下は、開運ブレスレットに関する主な被害事例です。これら以外にも、様々な手口が考えられますので注意してください。

#### **【事例1】**

開運情報雑誌で「3日で全てかなう」という見出しのついた開運ブレスレットの広告を見た。この広告には、「宝くじで高額当選」したという体験談も掲載されていた。金銭面や家族のことで悩みがあったため、すぐに願いがかなうのであれば、宝くじで高額当選をし、家計の足しになれば、家族間のトラブルもなくなるのではないかと思い開運ブレスレットを注文した。

商品が届いたら使用方法を説明してくれるというので電話をすると、開運ブレスレットを着けてスクラッチくじを購入すれば当たると言われたが、結果当選しなかった。スクラッチくじが当たらなかったことを事業者に電話で申し出ると「無料で写真鑑定をするのでメールで写真を送るように」と言われ送った。すると、「怨霊が憑いている。このままでは金運が開けないどころか、家族にも影響が出る。除霊が必要です。」と数十万円の除霊サービスを勧誘された。恐怖心から結局除霊してもらおうことにしたが、その後も次々と数百万円の祈禱を勧誘された。

#### **【事例2】**

生活に困っており、金運に恵まれればと思い、「開運」、「お守り」等のキーワードで、インターネット検索していた。すると、開運ブレスレットを販売している事業者のウェブ

サイトを見つけた。この事業者のホーム・ページには、開運ブレスレットについて、「どんな願いも絶対になえます」、「業界初の完全幸福保証」、「幸福をもたらすことのできる『〇〇先生』の念を込めた商品」、「通常価格10万円の商品が20本限定で特別価格1万5,000円」との広告が掲載されており、宝くじでも当たればと思い注文した。

すると、商品が届いたら使用方法を教えるので電話するよう言われ、使用方法を教わり、同封されていた無料の鑑定申込書に願い事を書いて事業者に送付した。その後、宝くじやロト6を購入したものの一切当たらず、ブレスレットの効果はなかった。数日後、事業者から電話があったので効果がなかった旨伝え、雑誌に掲載されていた「〇〇先生」から「オーラがあるが、邪気・邪念があり当選できない。これを取り除くには除霊が必要。除霊には数百万円必要だが、50万円の別のブレスレットを購入すれば無料で除霊を行う。」と言われた。そんなお金はないと断ると、そのうちの1万5,000円を支払ってくれば、残りは当選してからでいい。」「効果がなければ返金する。」などと言われ支払った。この時も商品が届いたら電話するよう言われ、電話すると次々と別の商品や除霊・祈祷等を勧誘された。冷静になって考えれば、ブレスレットを身に着けただけで宝くじが当たるはずがないと思った。

#### 【事例3】

ある日突然、「通常価格20万円の商品が期間限定で1本無料提供!」、「3日以内に効果を体感することができます」というブレスレットを紹介するダイレクトメールが届いた。同封されたチラシには、「〇〇先生」という霊能力のある女性の先生が紹介されており、このブレスレットを作成しているという。家のローンや子供の教育費を抱えていたので、仕事を探していたがうまく見つからず、金運が上がればとの安易な思いで注文した。

すると、「氏名、年齢、住所、電話番号、かなえたい願い」を聞かれた後、「登録は完了しました。商品は無料ですが『お布施代』として1万5,000円必要です。」と要求された。無料でなければ要らないと断ったところ、無料の商品であるにもかかわらず「キャンセルするならキャンセル料10万円を払え」と言われた。個人情報も教えてしまい怖いと思ったため、渋々承諾した。その後、商品が到着したら使用方法を教えると言われていたので、電話をすると、「宝くじやロト6で高額当選する」などと言われ、数百万円もする高額商品や除霊・祈祷等を次々に勧誘された。

過去にも開運財布やブレスレットを別の事業者から購入したことがあり、ひょっとしたら、自分の個人情報がやりとりされ、ダイレクトメールが届いたのかも知れない。

#### 【事例4】

宝くじを買おうと思っていた矢先、書店で開運情報の雑誌が目にとまった。この雑誌には、「完全無料提供」、「願望達成を実現」、「お布施代・送料等、完全無料!!」、「通常価格30万円のものが完全無料」という開運ブレスレットが紹介されていた。この雑誌には、「〇〇先生」という霊能力を持っているとされる人物や、実際に開運ブレスレットを着けて宝くじが当たったとする人も紹介されていた。完全無料で宝くじが当たればと思い電話で注文した。

すると、「どんな雑誌を見たのか」、「氏名、住所、携帯電話番号、願い事」などを聞かれた後、「商品は無料だが、会員になってもらう必要がある。会員登録料として3万円が必要。」と言われた。話が違うため、「無料でなければ要りません。」と断ったところ、

「もう登録されているのでキャンセルできません。」「キャンセルするならキャンセル料15万円がかかります。」と言われた。注文した覚えもないので、キャンセルしたいと主張し続けると、電話に対応した男性の口調が段々と荒っぽくなり「ふざけるな」とも言われ、怖くなり電話を切った。その後、何度かこの事業者から電話があったが電話には出ないようにしている。広告を載せていた雑誌社にも苦情を言ったが、まともに取り合ってはもらえなかった。

#### 【事例5】

突然、見知らぬ事業者から「業界初の『商品先渡し』サービス」、「業界初！効果がなければ料金は頂きません」と記載された開運ブレスレットのダイレクトメールが届いた。興味を覚え、電話で注文したところ、「先生へのお礼が必要です。先に1万5,000円振り込んでください。効果があつたら残りの8万5,000円を払ってください。」と告げられ、「話が違う。要らない。」と断った。後日、連絡しないとキャンセル料が発生して債権回収業者を頼むことになるという手紙が届き、怖くなり、お金を振り込んだ。後日、届いた開運ブレスレットを身に着けても願い事がかなわなかったため、電話でその旨申し出たところ、「更に運氣の上がるものがある。」「効果がなければ浄化する必要がある。」などと言われ、さらに高額な開運ブレスレット、お香、塩などを勧誘された。

## 4. 行政処分事例（平成24年度分）

### <消費者庁>

○「ハピネス」及び「幸愛」（こうあい）こと高橋大輔（たかはしだいすけ）（東京都新宿区）

処分日：平成25年3月21日

取引形態：通信販売・電話勧誘販売

処分内容：通信販売（3か月）・電話勧誘販売（6か月）の業務停止命令

取扱商品：開運ブレスレット（ウルカ、ヘラ、クノッサス、ウィケンティス、アポロン）

取扱役務：除霊、祈祷

違反行為：（通信販売）広告表示義務違反、虚偽・誇大広告、顧客の意に反する申込み（ハピネスのみ）

（電話勧誘販売）氏名等不明示、契約書面の不交付、商品の効能及び役務の効果に関する不実告知、判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに関する不実告知、債務不履行、重要事項不告知（幸愛のみ）

○「アマテル」こと齊藤祐（さいとうゆう）（東京都豊島区）

処分日：平成25年3月21日

取引形態：通信販売・電話勧誘販売

処分内容：通信販売（3か月）・電話勧誘販売（6か月）の業務停止命令

取扱商品：開運ブレスレット（伊邪那岐（イザナギ）、天照（アマテラス））

取扱役務：除霊、祈祷

違反行為：（通信販売）広告表示義務違反、虚偽・誇大広告、顧客の意に反する申込み

（電話勧誘販売）氏名等不明示、契約書面の不交付、商品の効能及び役務の効果に関する不実告知、判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに関する不実告知、重要事項不告知



○「ミカエル」こと坂田慎之介（さかたしんのすけ）（東京都豊島区）

処分日：平成25年3月21日

取引形態：通信販売・電話勧誘販売

処分内容：通信販売（3か月）・電話勧誘販売（6か月）の業務停止命令

取扱商品：開運ブレスレット（エデン・ガブリエル）、ロウソク（ラファエル）

違反行為：（通信販売）広告表示義務違反、虚偽・誇大広告

（電話勧誘販売）氏名等不明示、契約書面の不交付、商品の効能に関する不実告知、判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに関する不実告知、債務不履行

○パーフェクトデイズ ※パーフェクトデイズは屋号

会社名：アドクリエイト株式会社（大阪府箕面市）

株式会社ジェイコーポレーション（大阪市淀川区）

株式会社アドライン（大阪市淀川区）

処分日：平成24年11月15日

取引形態：通信販売・電話勧誘販売

処分内容：通信販売（3か月）・電話勧誘販売（6か月）の業務停止命令及び指示

取扱商品：開運ブレスレット（流気幸珠（りゅうきこうじゅ））

取扱役務：除霊、祈祷

違反行為：（通信販売）広告表示義務違反、虚偽・誇大広告、顧客の意に反する申込み

（電話勧誘販売）氏名等不明示、再勧誘、契約書面の記載不備、役務の効果に関する不実告知、威迫・困惑、不当な債務の履行遅延、迷惑勧誘

<埼玉県>

○「京華苑」（きょうかえん）こと伊藤遼（いとうはるか）（東京都豊島区）

処分日：平成24年11月27日

取引形態：通信販売・電話勧誘販売

処分内容：通信販売（3か月）・電話勧誘販売（6か月）の業務停止命令及び指示

取扱商品：開運ブレスレット（蓮華（れんげ）、緋蓮（ひれん））、香、塩

違反行為：（通信販売）広告表示義務違反、虚偽・誇大広告

（電話勧誘販売）氏名等不明示、再勧誘、書面不交付、判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに関する不実告知、威迫・困惑

○「浄福郷」（じょうふくきょう）こと飯田瑞樹（いいだみずき）（東京都豊島区）

処分日：平成24年11月27日

取引形態：通信販売・電話勧誘販売

処分内容：通信販売（3か月）の業務停止命令及び指示

取扱商品：開運ブレスレット（麗（うるは））

違反行為：（通信販売）広告表示義務違反、虚偽・誇大広告

<島根県>

○「アップス」こと酒井嘉仁（さかいよしのり）（東京都北区）

処 分 日：平成24年7月31日

取引形態：通信販売・電話勧誘販売

処分内容：通信販売・電話勧誘販売に係る指示処分

取扱商品：開運プレスレット（パチエ、スマルビ、キシヤ、ダルス、マスケラ）、砂、香油

違反行為：（通信販売）広告表示義務違反、虚偽・誇大広告

（電話勧誘販売）書面不交付、商品の効能に係る不実告知

（以上）

【問い合わせ先】

消費者庁 取引対策課 野村、夏秋

TEL：03(3507)9213（直通）

URL：<http://www.caa.go.jp/>